

## 2014年度目録委員会記録 No.5

### 第5回委員会

日時：2014年9月13日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、古川、横山、渡邊  
<事務局>磯部

#### [配布資料]

1. 第Ⅱ部ユニットX 資料の特性に関する記録（19ページ-A4、木下委員・野美山委員）
2. RDA7章 内容の特性（2ページ-A4、木下委員・野美山委員）
3. 第Ⅱ部ユニットG 出版等に関する記録（36ページ-A4、原井委員長・横山委員）
4. 第Ⅱ部ユニットH 形態事項案メモ（9月版）（4ページ-A4、渡邊委員）
5. 第Ⅱ部ユニットH 形態事項（2014.9案）（52ページ-A4、渡邊委員）
6. 第Ⅱ部ユニットI タイトル（上位レベル）（第3次案）（9ページ-A4、古川委員）
7. 第Ⅱ部ユニットJ 責任表示（上位レベル）（第3次案）（2ページ-A4、古川委員）
8. 2014年度目録委員会記録 No.3 第3回委員会（7ページ-A4）
9. 2014年度目録委員会記録 No.4（案） 第4回委員会（7ページ-A4）

#### [報告事項ほか]

##### 1. 議事録の確認

2014年度第4回記録案（資料）について確認した。

##### 2. 国会図書館側の進捗状況

国会図書館所属委員から、次のような報告があった。

委員会による典拠形アクセス・ポイントに関する案の対案を9月中にまとめ、委員会の10月の会合以前に提示する。併せて当初より全体に半年繰り延べた修正スケジュールを提示し、委員会の了承を得た上で次回の書誌調整連絡会議で公表する。

##### 3. 委員会の作業スケジュール・担当

委員長より10月に示すとの予告があった。

##### 4. 書誌調整連絡会議

委員長から、次のような報告があった。

2月前後にテーマをアクセス・ポイントとする書誌調整連絡会議を開催する。国会図書館の典拠形アクセス・ポイント案に対する委員会の反応を、ほかの資料とともに年内に講師に提示する必要がある。

このため、委員会は12月13日にアクセス・ポイント案を集中的に審議することにした。

#### [検討事項]

## 1. 第Ⅱ部ユニット X 資料の特性

資料 1、2 に基づく説明と検討は、次のとおりである。

- ・ RDA 第 7 章には「文書類組織化の体系」(System of Organization) など、どの実体のエレメントか判断に迷うものがあるが、資料に関するエレメントは必ず著作から個別資料までのどこかに割り振る。RDA と異なる場合はその理由を明確にする。
- ・ ユニット X 内を著作に属するエレメント、表現形に属するエレメント、それ以外に属するエレメントの 3 グループに分けるなど、同ユニットの構成について今後工夫する。
- ・ NCR における博物資料の重量の縮倍率に関する規定 (10.3.1.2A) を、三次元資料の尺度の規定の最後に置いた。
- ・ 楽譜の記譜法については、列挙した用語から選んで記録し、ないときはカタログガーが適切と考える用語を記録する旨の規定とする。表形式とし、形態事項案における書式と合わせる。

## 2. 第Ⅱ部ユニット G 出版等

資料 3 に基づく説明と検討は、次のとおりである。

- ・ 「… 国名の双方が資料に表示されている場合」の国名は日本を指す。日本の旧国名などに関しては、RDA に沿う一連の作業後、日本固有の条件への対応を検討する中で決める。
- ・ 「データ作成機関」と「目録作成機関」のどちらにするかは検討中である。「データ作成者」と「目録作成者」も同様。
- ・ 更新資料の「状態」は「イテレーション」に統一する。
- ・ 著作権は刊行物だけに関係するものではないので、著作権年の規定を最後に置いた。
- ・ まだ残っている作業として、和古書・漢籍に関する規定を織り込むとともに、変化と記録の方法などの通則は検討の余地がある。
- ・ RDA の “bulk” は「主に」と訳す。
- ・ 「… を冠して」ではなく「… に続けて」とする。ほかに「付す」、「付加する」などとする。なお「付記する」を使わないことは決定済である。

## 3. 第Ⅱ部ユニット H 形態事項

資料 4、5 に基づく説明と検討は、次のとおりである。

- ・ 例示に取り上げた資料についての説明は、「\*記述対象：」（例示より 1 字下げ）の形で始めることとした。
- ・ キャリア種別の例示間に空行を置くか否かは、そうすると「\*記述対象：」まで 1 資料の例であることが分かりにくいようにも思われるので、保留した。
- ・ H.0.4 「複数のキャリア種別から成る資料」と H.3.2.5 「コレクションを包括的に記述する場合」との整合性について指摘があった。総説の記述の単位に関する所で言及するか。
- ・ 下位ユニットの規定の一例示でのみコロンを使っているが、これは丸括弧が二重になる

のを避けるため RDA に従っている。

- ・同一内容の複数セットから成る資料の例示のうち、「スライド 10 セット (同一) (12 枚)」は「スライド 10 セット (各 12 枚) (同一)」とする。
- ・「ページ」は常に数字の後とする。誤解を招く恐れはないと思われる。目録用言語が英語の場合については総説かどこかで触れる。
- ・「複雑または不規則なページ付」の例示における「234, 150 ページ (各種ページ付)」は、「234, ほかに 150 ページ (各種ページ付)」などとすれば、誤解されないと思われるが、再考する。
- ・「角がっこで囲んで」ではなく従来通り「角がっこに入れて」とする。表のタイトルは「...の種類を示す用語」に統一した。
- ・「8mm 8mm」のように英語形が重複するケースは、今のところこのままとする。
- ・ユニット H のタイトルは、「形態事項」から「キャリアに関する事項」へ変更する。
- ・RDA における一部エレメントの詳細 (details) については、当面は保留して JSC の動向を見守る。
- ・案では今まで丸括弧と角括弧を使い分けて来た (前者は下位に関する情報を表し、後者は上位に関する情報を表す)。だが、図書館員にとって補記のイメージが強い後者に代わる記号を見出せないため、今後は前者に統一する。上位と下位のどちらなのかは前後の関係から理解可能と判断される。
- ・原画と複製画の識別の記録に関しては、H.8.2 の制作手段の種類を示す表に対して、適切な用語がない場合の例として挿入する。現案の任意追加の規定は削除する。
- ・不完全な資料に関する規定について、以下の議論があった
- ・案に対するというより、遡って RDA に対する疑問であるが、この規定は体现形に関する規定なのだから、ここでは目録作成機関外の完全な資料により記録し、別に個別資料の注記として当該機関の不完全な資料の数量を記録すべきではないのか。
- ・その方針の場合、刊行物のときは調査の必要が生じ、非刊行物のときは判明できない。
- ・委員会では、著作と表現形に関しては、両者の規定を極力分離しようとしてきた。他方、体现形と個別資料に関しては、両者間で規定を共用しようとする傾向にある。この非対称性をどのように理由付けるか。
- ・1 部しかないものについては、それは体现形でもあり個別資料でもある、という解釈なのではないか。
- ・完全な状態が分かるときでもこの規定通りで良いのか。初号を所蔵しない場合の順序表示の記録と似たケースである。目前の資料だけで作業する旧来の手法と変わらず、孤立した規定の感がある。
- ・本則を確認可能な場合と不可能な場合に分け、別法で確認しなくても良いとするか。
- ・今は問題の存在を確認するのにとどめる。

#### 4. 第 II 部ユニット I タイトル (上位レベル)、ユニット J 責任表示 (上位レベル)

資料 6、7 に基づく説明と検討は、次のとおりである。

- 上位書誌レベルに位置付けられる資料と、下位書誌レベルに位置付けられる資料との組み合わせを挙げ尽くすことは不可能なため、考えついた 5 種類を挙げた上で「例えば次のものがある。」とした。だが「例えば」は規定の文言としては弱いので、「主として」などに改めたい。
- 大きな変更として、例示の形式を RDA の方式に改めたが、もっとわかりやすくする余地があると考ええる。
- シリーズの本タイトルやシリーズ内番号の例示を増やす必要があると考ええる。
- 「シリーズ表示の冒頭には、最上位書誌レベルの本タイトルを置く。」との一文は、セマンティックスに限定する新 NCR には不要であり、位置としても不適切である。
- タイトル中に現れるシリーズ内番号の省略について、本則と例外が併記されている RDA の規定は理解しがたい。できればまとめたい。また日本では省略記号を使用しないことが多いのではないか。
- 第 2 期等についての規定は、記録の範囲に関する規定に移すべきではないか。
- サブシリーズの巻次に関する規定がわかりにくい。
- 大きな変更として、たとえ RDA や NCR にあっても、識別のため記録するなどの典拠コントロール的規定を排除して、資料に表示があれば記録しなければ記録しないという原則を立てた。これはユニット E（基礎レベルのタイトル）の案と合致させるためでもある。
- 典拠コントロール的規定には、シリーズ典拠レコードを作成しない代りの役を果たしてきたという事情がある。
- 一部図書館の運用を継承するため、本タイトルが総称的で資料に責任表示がない場合は責任表示を補う、との趣旨の任意追加規定をひとまず設ける。
- シリーズ表示には番号が伴わない場合もある。
- 「即ち、」ではなく「すなわち、」、「番号づけ」ではなく「番号付け」とする（「ページ付」のみ例外）。

以上

次々回以降の委員会の予定

11 月 22 日（土）

12 月 13 日（土）（典拠形アクセス・ポイントを集中審議）